**第10回慢性腎臓病療養指導看護師**

**（旧透析療法指導看護師）認定　更新　申請要項**

1. **認定の更新**

認定慢性腎臓病療養指導看護師のレベル保持のため、認定更新制を施行する。日本腎不全看護学会が、他5学会（日本透析医学会、日本腎臓学会、日本移植学会、日本泌尿器科学会、日本腹膜透析医学会）と合同認定した慢性腎臓病療養指導看護師は、認定を受けてから5年ごとに更新審査を受けなければならない。

1. **認定更新申請者の資格**

1）日本国の看護師の免許を有すること。

2）認定の5年間、日本腎不全看護学会の正会員であり、慢性腎臓病療養指導看護師であること。

3）認定の期間5年間で1回以上日本腎不全看護学会学術集会あるいはDLNが開催する地区セミナーで、認定医委員会の承認を得た「研究会」において、筆頭者として研究発表（口演・ポスター）をしていること。

4）認定期間の5年間に、通算3年以上、病院、クリニック、保健福祉施設、訪問看護ステーション保健所、教育機関等の施設で慢性腎臓病患者の療養生活支援の業務に従事していること。但し、常勤・非常勤・パートの別は問わない。勤務時間数も問わない。

5）認定取得後5年間の実績として、慢性腎臓病療養指導事例1例と、社会的・教育的活動報告（箇条書き）を提出すること。

6）認定取得後5年間の期間に、「治療選択の特別研修」を含むDLN研修を32ポイント取得すること。

7）更新申請者は、細則に定める申請書類を更新審査料とともに本会に提出しなければならない。

＊但し、認定更新延長を希望する場合は、別紙「更新延長申請要項」を参照の上、申請下さい。

1. **申請方法**

認定更新の申請期間は、認定失効年の5月の1か月間とする。

申請書類を、日本腎不全看護学会ホームページよりプリントするか、認定更新受付事務局に請求し、必要書類を調えた後、審査料の振込み控えとともに、簡易書留で認定更新受付事務局あてに郵送すること。

普通郵便や速達での郵送は不可。（発送の追跡や受け取りの確認がとれないため、未配送などで申請が無効となる場合がある）

1. **申請期間**

平成30年5月7日（月）～5月31日（木）（消印有効）

第9回更新延長者、第10回合格者が対象（**認定証の有効期限が平成30年3月31日**の者）

1. **申請書類**

1）申請登録書＊証明写真（約3×4センチ、3ヶ月以内に撮ったもの）を貼ってください。

2）慢性腎臓病療養導看護師認定 再更新申請書および履歴書（様式1**）＊押印を忘れずに。**

3）慢性腎臓病療養指導看護師認定証の写し（様式2）

4）勤務先の施設長の証明する勤務証明書（様式3-1、あるいは3-2）

5）認定取得後5年間に受講した規定の研修等の受講ポイント証明書（様式4）

6）認定取得後5年間の実績として、慢性腎臓病療養実践事例1例と社会的・教育的活動報告（箇条書き）を提出。（様式5）

　　　　　管理的仕事に従事している場合は、看護管理事例1事例を提出することも可とする。

7）学会・研究会参加・認定資格等　参加証・証明書のコピーを提出（様式6）

＊教育セミナー受講者⇒受講証（コピー、原紙、いずれも可）

＊透析技術認定士⇒認定書のコピー

＊透析療法従事職員研修⇒修了書のコピー

＊日本看護協会認定透析看護認定看護師　認定証のコピー

＊日本看護協会認定慢性疾患専門看護師　認定証のコピー

8）発表・論文掲載⇒学会名を明記し抄録をコピーして添付（様式7）

9）日本腎不全看護学会学術集会において、筆頭者として研究発表をした際の抄録のコピー

＊（8）と同じ内容でも、別途コピーを提出すること。

10）審査料の振り込み控え（コピー、原紙、いずれも可）

1. **事例報告・活動報告の書き方**

1) 課題

（1）看護実践事例を1事例提出。

　　　　　　管理的な仕事に従事している場合は、看護管理事例を1事例提出するのも可。

　　　　　　看護管理事例とは、人材育成・業務改善・組織作りなど

　（2）事例の文字数は　4000字から6000字

（3）社会的・教育的活動

※箇条書きで記述してください。

慢性腎臓病（CKD）領域の看護に関連するあなたの活動について箇条書きで記述すること。

（活動が1つの場合も、1.～として記載する）

例1）各種学会・研究会・教育セミナー・研修会の運営・企画の関する活動

例2）各種学会・研究会・教育セミナー・研修会の講師、座長や演者（発表者）

学会・研修会などの講師、座長あるいは演題を発表した場合は、日時・学会（研究会）名・発表テーマなどを記載すること。抄録は不要。

例3）所属する部署や施設内外で学習会開催などの企画・運営に関する活動

例4）論文・著書発表

・論文・著書などの業績に関しては、日本腎不全看護学会誌投稿規定の「文献記載」に準じて記載すること。論文添付は不要。

＊DLN認定の期間5年間で1回以上日本腎不全看護学会学術集会、あるいはDLNが開催する地区セミナー（認定委員会の承認を得た「研究会」）において、筆頭者として学会発表（口演・ポスター・交流集会）をしていることを条件とします。

＊学会発表は「研究報告」に限りません。交流集会も認めます。

＊更新時の課題事例の1つを「事例報告」としてポスター発表することも推奨しています。

＊ポイントとは別に、発表時の抄録のコピーを添付して下さい。（提出物（9）に相当）

（本人が学会で発表したことが証明できるよう、学会名と、申請者の名前が併記されている抄録のコピーを添付）

2）**書式設定：A41ページに40文字40行フォント明朝体文字サイズ10.5**

3）原本1部（表紙1枚＋**2例**）とそのコピーを提出下さい。

4）各事例には認定番号を右上に記入すること（事例の審査は記号のみで行います。氏名は不要）。

**5）課題については、ホームページに掲載している「事例の書き方」を参照して下さい。**

1. **認定更新申請者が認定証取得後5年間で満たすべき要件**

1） 学会が認めた研修会･学会への参加や発表または雑誌掲載論文など自己研鑽の実績が

規定の内容で70ポイント以上に達していること。

**今年度より、「DLN研修」の「治療選択特別研修」が必修研修となりました。**

* **認定5年間の期間に、「治療選択特別研修」を含む、DLN研修を32ポイント取得することとする**

ただし、下記の暫定措置を講ずる。

**移行期の暫定処置**

1. 「治療選択特別研修」の受講期間について

2018年12月までに受講予定であれば、OKとする

開催時期、場所については、会告、HPを参照ください。

1. ポイントについて

　　平成30年5月更新者⇒8ポイント以上の取得を追加条件とする

　　平成31年5月更新者⇒16ポイント以上の取得を追加条件とする

　　平成32年5月更新者⇒24ポイント以上の取得を追加条件とする

　　平成33年5月更新者⇒32ポイント以上の取得を追加条件とする

申請資格は70ポイント以上必要ですが、70ポイントを超えて記入欄を満たす必要はありません。更新申請前の直近の研修から、ポイント取得の証明がとり易いものを優先して記入して下さい。

ただし、原則5年以内に取得したポイントを有効とします。

2） 参加等を証明する方法

参加の証明には、下記の4つの条件を満たす証明書類（参加証など）が必要です。

* + 1. 学会・研修会の名称
		2. 開催日
		3. 主催者名
		4. 参加者名（申請者本人の氏名）

3） 取得ポイントの証明

1. 学会・研究会参加⇒参加証のコピーを提出
2. 発表・論文掲載⇒学会名を明記し抄録のコピーを提出

発表の場合⇒筆頭研究者名、共同研究者名を記載すること。

1. 教育セミナー受講者⇒参加証のコピーを提出
2. 透析技術認定士⇒認定書

透析療法従事職員研修終了者⇒修了書のコピーを提出

4） 証明書類に関する注意事項

1. 参加証等が上記の要件を満たしていないと、更新ポイント証明として受理されません。
2. 証明書は、修了書、参加証などのほか、領収書、ネームカードなども認めます。

多くの看護系学会では、参加証や領収証、ネームカードを発行しています。

**8．審査料**

1） 審査料は30，000円です。下記の指定口座へお振込みください。

### ＜振込先＞ 三井住友銀行神田支店

普通預金 3004482

カ）ピーシーオーワークス ※払込手数料はご負担ください。

2） お振込人の欄に「会員番号（6桁の数字）」と「お名前」を必ずご記入ください。

ATMを利用される場合は、お振込人のお名前の前に会員番号をご入力ください。

3） お振込人による誤入金があった場合、原則としてご返金できませんので予めご了承

ください。

**9．審査結果の通知**

審査結果の通知は、7月末となります。

更新認定書は9月1日付けで発行されます。

**10．登録料**

審査により更新を認められた方へお知らせをお送りしますので、登録料20，000円を

前述の口座（審査料振込先と同じ）へお振込みください。入金確認後、更新認定書を送付いたします。

**11．問い合わせ先**

慢性腎臓病療養指導看護師認定試験 運営事務局（株式会社ピーシーオーワークス内）

〒１０１-００４８ 東京都千代田区神田司町２-４-２ 神田アーバンビル２階

Email. <dln\_info@pcoworks.jp> FAX： ０３-３２９１-３６３５